

「パートナーシップ構築宣言」

当社は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先だけでなくサプライチェーンの深い層の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

健康経営に関する取組

自社の健康優良法人認証の継続取得と併せて、取引先の健康経営の推進状況の確認や助言を進めます。

2. 「振興基準」の遵守

発注方法の改善、対価の決定の方法の改善、代金の支払方法の改善、型等に係る取引条件の改善、知的財産の保護及び取引の適正化等を含む委託事業者と中小受託事業者との望ましい取引慣行（受託中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

3. その他（任意記載）

当社は、システナグループ購買方針として以下を公表しています。

「私たちシステナグループは、持続可能な社会の実現を目指して以下の方針に基づき、購買活動行っています。」

「ビジネスパートナーの皆様へのお願い」

私たちは、持続可能な社会の実現のためには、ビジネスパートナーの皆様を含めたサプライチェーン全体で社会的責任を果たす取り組みを行うことが不可欠と考えています。その思いを踏まえて、ビジネスパートナーの皆様にシステナグループと共に取り組んでいただきたい事項をまとめました。ビジネスパートナーの皆様には、ご賛同いただくとともに、ご実践をいただけますようお願い申し上げます。

●人権・労働

「差別の撲滅」採用・昇進・報酬・賃金等の全ての機会において、人種・宗教・性別・年齢・性的指向・障害・国籍などを理由とした差別を行わないこと。

「強制労働・児童労働の禁止」本人の意思に反する労働は行わせないこと。法令による就業の年齢に満たない児童の労働は認めないこと。

「非人道的行為やハラスメントの防止」パワーハラスメント、セクシャルハラスメント、体罰、精神的もしくは肉体的な抑圧、言葉による虐待など、全ての非人道的行為・ハラスメント行為を防止

すること。

「適正な労働時間と賃金支払い」法令に従って適切に従業員の労働時間を管理し、適正な賃金を支払うこと。

「結社の自由と団体交渉の権利尊重」従業員が法令に従って自由に結社を組織し、団体交渉を行う権利を認めること。

「従業員の健康管理」従業員の健康状態を把握し、適切に管理すること。

「職場の安全衛生確保」従業員が安全に、また快適に働くことができるよう、職場の環境を整えること。

●コンプライアンス

「法令遵守」適用されるすべての法令を遵守すること。

「優越的地位の濫用禁止」優越的な地位を濫用せず、ステークホルダーと適切な関係性を維持すること。

「汚職・賄賂の禁止」政治・行政と正常な関係を保ち、贈賄や違法な献金等を行わないこと。

「利益供与および受領の禁止」ステークホルダーとの関係において、不適切な利益の供与および受領を行わないこと。

「公正な競争」公正かつ自由な競争を促進し、競争に関する法令を遵守すること。

「反社会的勢力との関係根絶」取引関係を含め、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこと。

「知的財産の保護」知的財産権を尊重した商取引を行うこと。

「秘密情報個人情報の適正な管理・保護」情報セキュリティを徹底し、個人情報や営業秘密を適切に管理・保護すること。

「内部通報者の保護」内部告発者の機密性、匿名性および保護を確保し、内部通報者が報復の恐れなしに懸念を提起できる環境を維持すること。

「責任ある調達」紛争や非人道的行為に加担しないよう責任ある調達を行うこと。

●環境保全

「環境活動の実践」地球環境の保全に向けた環境保護活動に努めること。

「生物多様性・生態系への配慮」生物多様性・生態系に配慮した事業活動を行い、生物多様性・生態系の保全とそれらに及ぼす影響の低減に努めること。

「エネルギーの効率的な利用推進」事業活動における温室効果ガス排出削減に向け、省エネルギー施策の実施に努めること。

「3Rの推進と廃棄物の適正処理」リデュース・リユース・リサイクルの努めることにより廃棄物を減らし、廃棄物の処理にあたっては法令を遵守すること。

「大気・水・土壌等の環境汚染防止」大気・水・土壌等の汚染防止に関する法令を遵守し、適切に対処すること。

「環境に関する情報の開示」環境に関する情報の開示に努めること。

(上記「サプライチェーン全体」とは、直接の取引先の更に先までを含めて示しています。)

2026年1月1日

受託中小企業振興法に基づく「振興基準」の内容を理解した上で宣言します。

株式会社システナ

企 業 名

代表取締役 逸見 愛親

役職・氏名（代表権を有する者）

（備考）

- ・本宣言は、（公財）全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載されます。
- ・主務大臣から「振興基準」に基づき指導又は助言が行われた場合など、本宣言が履行されていないと認められる場合には、本宣言の掲載が取りやめになることがあります。